

裁 決 書

審査請求人

処分庁

平成29年7月10日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第46条第1項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成29年4月18日付けで審査請求人に対し行った生活保護費返還処分は、これを取り消す。

事 案 の 概 要

1

2

3

4

(1)

[Redacted]

(2) [Redacted]

5 [Redacted]

6 [Redacted]

7 [Redacted]

(1) [Redacted]

(2) [Redacted]

ア [Redacted]

イ [Redacted]

ウ [Redacted]

エ [Redacted]

オ [Redacted]

カ [Redacted]

8

(1)

(2)

9

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張（審査請求書）

請求人は、おおむね、次のとおり、原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 原処分は、資力の発生日は■の保険金が入金された平成29年3月28日であるにもかかわらず、■が死亡した■としているため、保護費の返還額が誤っている。

(2) 処分庁は、■の保険金が入金される旨を報告した際、保護費が遡及して返還になる旨の説明を行っていない。

2 処分庁の主張（弁明書）

(1) 請求人は■の財産を相続したのであり、相続は死亡によって開始されるから、法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時期は、■の死亡時である。

(2) 請求人に対しては、相続収入であることを確認した後、■の死亡日に保護費が遡及して返還になる旨の説明を行っている。

理 由

1 法令等の規定について

(1) 法令の規定について

ア 保護の原則等

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものとされている（法第4条第1項）。

イ 被保護者の義務等

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている（法第63条）。

(2) 処理基準について

保護の決定に係る事務（法第63条の規定により処理することとされている事務）等は、第一号法定受託事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号及び別表第1）とされているから、厚生労働大臣は、同法第245条の9第1項及び第3項に基づき、その基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）などを定めており、これを踏まえ「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）が定められている。

(3) 法第63条に関する処理基準について

法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の

以後に支給された保護費が返還対象となる。

そこで原処分をみると、処分庁は返還額の算定において、前記「事案の概要」の7のとおり、[]から平成29年3月分までの保護費を返還対象としており、このうち[]の保護費にあつては、[]の死亡日である[]以後の保護費ではなく、同月に支給された保護費全額を返還対象としたことが認められる。しかし、前記1(4)のとおり、請求人が返還すべき保護費の対象期間は[]から平成29年3月31日（医療扶助費は[]から平成29年2月28日）までとすべきであるから、[]から[]までを対象に含めた原処分は、処理基準を誤って適用したものと云わざるを得ない。

ウ したがって、原処分は、法令等の解釈を誤ってなされた違法又は不当なものであると云わざるを得ないから、[]から[]までを対象とした限りにおいて、取り消されるべきである。

エ なお、収入認定に係る処理基準（前記1(5)）によると、臨時的収入については、その額が世帯合算額8,000円を超える場合、その超える額を収入として認定することとされていることから、本件にあつては、「[]」のうち「8,000円」を超える「[]」が収入として認定されることとなる。

この点、原処分は、「[]」を収入として認定し、支給された保護費から「8,000円」を控除しているが、このような取扱いは保護の処理基準の適用を明らかに誤っているから、返還額の再算定に当っては留意する必要があることを付言する。

(2) 請求人の主張について

ア 請求人は、資力の発生日は[]の保険金が入金された平成29年3月28日であるにもかかわらず、[]が死亡した[]としているため、保護費の返還額が誤っていると主張する。

しかしながら、本件における資力の発生時点が[REDACTED]であることは、前記(1)に述べたとおりであるから、請求人の主張は採用できない。

イ 請求人は、処分庁は、[REDACTED]の保険金が入金される旨を報告した際、保護費が遡及して返還になる旨の説明を行っていないと主張する。

しかしながら、処分庁は平成29年3月29日に請求人の報告を受理し(前記「事案の概要」の3)、少なくとも同年4月3日には、保護費が遡及して返還対象となることを請求人に説明していることが認められるから(同5)、請求人の主張は採用できない。

なお、相続があった場合の法第63条に基づく費用返還請求は、法及び法の委任を受けた処理基準によるべきものであるから、処分庁の説明の変遷自体が原処分の違法又は不当であるとの理由となり得るものではない。

(3) 結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がないが、返還額の算定に誤りがあり、再算定すべきものであることから、主文のとおり裁決する。

平成30年1月29日

審査庁 北海道知事 高橋 はるみ

